

令和3年 第14回委員会会議録

1 開催年月日 令和3年9月17日（金）

2 開閉会時刻 開会：午前10時30分 閉会：午前10時54分

3 場 所 福岡市選挙管理委員室

4 出席委員 濱田委員長職務代理者、三原委員、石井委員

5 事務局職員 選挙課長、庶務係長、選挙係長

6 傍聴者 なし

7 議 題

(1) 報告事項

① 検察審査員候補者予定者の選定について

② 裁判員候補者予定者の選定について

(2) その他

次回以降の委員会の開催予定日時

・令和3年10月5日（火） 午前10時30分

・令和3年10月20日（水） 午前10時30分

・令和3年11月5日（金） 午前10時30分

8 議事次第（○：出席委員、▲：事務局職員）

(1) 報告事項

報告事項①～②について、事務局から資料の説明・報告を行った。

(2) その他

・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。

【質疑等】

○ 検察審査員候補者予定者のくじは、どのように行われるのか。

▲ くじはパソコン上のプログラムで行われ、無作為に抽出され選定される。

○ 裁判員候補者予定者について、かなりの人数が割り当てられているが、どれくらいの人数が裁判員として裁判に参加しているのか。

▲ 把握していない。

○ この裁判員制度ができて何年になるのか。

▲ 平成16年に法律が公布され、平成21年5月に施行されているため、施行から12年が経過している。

|   |
|---|
| <p>○ 年間約4,000人で12年経過となると、これまで約50,000人が選定されたということか</p>     |
| <p>▲ そのとおりである。</p>  |
| <p>○ 有権者数からすると、かなりの確率である。</p>                             |
| <p>○ 裁判員候補者予定者として一度選定されたら、それ以降の選定時は対象から除外されるのか</p>        |
| <p>▲ 一度選定された者について、次回以降、裁判員候補者予定者名簿から除外するといった規定はない。</p>    |
| <p>○ 裁判員制度の対象となる事件が、資料に列挙されているが、これらすべての事件で裁判員裁判を行うのか。</p> |
| <p>▲ すべての対象事件で裁判員裁判を行うのではなく、裁判所が決定する。</p>                 |
| <p>○ 公務員は裁判員になれるのか。</p>                                   |
| <p>▲ 一部の職種を除いて裁判員になれる。</p>                                |
|   |